

## 凍結受精卵の廃棄に関する説明書・同意書

不妊治療（体外受精または顕微授精）での使用を目的とし、凍結保存していた凍結受精卵の廃棄手続きをします。廃棄処分を希望された場合、並びに保存期間を過ぎた凍結受精卵の処分権は、当院に帰属し当院の責任において廃棄いたします。

一度廃棄された受精卵は、いかなる理由があっても元に戻すことはできません。ただし、廃棄実施前であれば、いつでも同意を撤回することができます。また廃棄予定の凍結受精卵を臨床研究や医師・培養士の教育目的に使用することがあります。廃棄予定の凍結受精卵を臨床研究や医師・培養士の教育目的に用いて欲しくない場合は担当医まで申し出てください。

費用：廃棄処分には費用は頂いておりません。

私達夫婦は、医師やスタッフからの説明と文書によって十分理解し、納得した上で、下記の日付に凍結した受精卵を、廃棄することを希望します。

初回凍結日（\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日）

説明責任者	東京 ART クリニック	院長	小川 誠司
説明年月日	年 月 日		説明者_____
同意年月日	年 月 日		

住 所：\_\_\_\_\_

夫（診察券番号）：\_\_\_\_\_ 氏名（自署）：\_\_\_\_\_

妻（診察券番号）：\_\_\_\_\_ 氏名（自署）：\_\_\_\_\_

患者様控えは、大切に保管して下さい。